

# 業務部速報

No. 90

発行 15. 6. 2

JR東労組 業務部

**申34号** 利用者と組合員の命を最優先し、大規模災害を回避した  
基地等の庁舎建設実現に向けた申し入れ **提出!**

【この間の経過】 **申22号** 京浜東北・根岸線および横浜線の乗務員基地再編成における  
横浜運輸区（仮称）の工事中止を求める緊急申し入れで

**激しく  
対立!**

組合

「施策実施に関する確認メモ」「申12号『京浜東北・根岸線および横浜線の乗務員基地再編  
の中止・見直しを求める緊急申し入れ』議論経過メモ」を遵守する立場から、

**確認メモに基づき「工事を即刻中止」するべき!**



会社

現時点で、平成27年12月に、横浜運輸区（仮称）発足と示してきた。そこに向けての準備は  
していかないといけない。また、発足までに、工事工程に余裕がない。

**平成27年12月の発足に向け、工事は中止しない!**

**組合員と乗客を危険にさらすことはできない!**

**軌道通告へ**

## 【申し入れのポイント】

JR東労組は、「京浜東北・根岸線および横浜線の乗務員基地再編成」施策にて、安全で質の高いサービスを提供できる施策実現を求めて来ましたが、申12号「京浜東北線および根岸線の乗務員基地再編成」の中止・見直しを求める緊急申し入れにおいて「議論経過メモ」を締結し、3項では、横浜運輸区（仮称）建設予定の磯子駅周辺への乗務員基地を見直すことを求めています。磯子駅周辺の土地は水分を含んで軟弱地帯であり、液状化の事象も懸念されます。交通政策基本法を遵守する立場から、会社と議論して行きます。

## □申し入れ項目（全7項目）

1. 横浜運輸区（仮称）を沖積層地盤である磯子・根岸地区に建築するメリット及び危険が想定されている沖積層に建設する理由を明らかにすること。また、地盤の液状化を併発する恐れが高い地域における鉄道施設のあり方について考え方を明らかにすること。
2. 磯子・根岸地区に津波が襲来した場合、磯子駅、横浜運輸区（仮称）ならびに付帯設備に対する被害想定を明らかにすること。
3. 磯子駅に近接する液化石油ガスコンビナートでの漏洩、火災および爆発事故等が発生した場合、磯子駅、横浜運輸区（仮称）ならびに付帯設備に対する被害想定を明らかにすること。
4. 2014年12月4日に施行された交通政策基本法に対する基本姿勢を明らかにすること。また、鉄道関連施設の建設にあたり交通政策基本法3条2項に対する認識を明らかにすること。
5. 災害発生時に交通機能の低下を抑制し、その迅速な回復に資する災害の発生時における避難のための移動に対応していくための対策を明らかにすること。
6. JR東日本として、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連携と協働を図るための考え方を明らかにすること。また、関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講じること。
7. 交通政策基本法に基づき、業務に従事する社員の意見を踏まえたリスク軽減策の実施に関する考え方を明らかにすること。

**交通政策基本法では災害発生時の避難等の対策が定められています。  
乗務員、乗客の命を脅かす、危険地帯への庁舎等の新設は認められない!**